

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	香南市

香南市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	高知県香南市役所農林水産課
所在地	高知県香南市野市町西野 2706
電話番号	0887-50-3015
FAX番号	0887-50-3017
メールアドレス	nourin@city.kochi-konan.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、カラス類（ハシブトガラス・ハシボソガラス・ミヤマガラス）、ドバト、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、アオサギ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	高知県香南市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	1,025 千円
	果樹	3,174 千円
	野菜	1,926 千円
	イモ類	514 千円
ニホンジカ	水稲	103 千円
	果樹	1,293 千円
	野菜	0 千円
サル	野菜	0 千円
タヌキ・ハクビシン	果樹	728 千円
	野菜	180 千円
アナグマ	果樹	0 千円
	野菜	0 千円
カラス類	果樹	1,350 千円
	野菜	380 千円
ドバト・キジバト	豆類	0 千円
	飼料作物	0 千円
	野菜	0 千円
ヒヨドリ・ムクドリ	果樹	250 千円
	野菜	0 千円
カワウ・アオサギ	川魚類	0 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

① イノシシ

イノシシによる被害は通年発生しており、4月から5月にかけてのタケノコ、7月から10月における水稻、イモ類、また10月から12月にかけてみかんなど果樹への食害が多くなっている。

また、食害ではないものの、根の掘り起こしなどの被害も発生し、結果的に収量減などの原因となっている。

近年は住宅地に近い場所での目撃情報も相次ぎ、人的被害の危険も増している。

被害区域は香我美、野市、夜須地区となっており、生息頭数は被害報告、捕獲状況からみてほぼ横ばいであると思われる。

② ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、増加傾向にあり、タラノメ、ウドなどの農作物の他、植林への被害も発生している。

特徴的な被害として、剥皮被害、若芽をかじられる被害となっているが、野菜類、果樹、イモ類、水稻等、収穫時期や成長に合わせて被害作物は多岐にわたっている。

山間部での被害が集中しているが、平野部での目撃情報もあり、生息頭数はほぼ横ばいであると思われる。

③ サル

サルによる目立った被害報告はないものの、散発的に目撃情報もあり、今後の被害増加が懸念される。

④ タヌキ・ハクビシン

タヌキ・ハクビシンによる農作物の被害は、果樹を中心に年間を通じて発生している。市街地での目撃情報も多く、被害区域も市内全域に広がっている。

⑤ アナグマ

アナグマによる被害は、農地の掘り起こしなどによるものが中心であり、例年、一定数の捕獲がある。被害地域は中山間部を中心に発生しており、今後も被害が出てくると考えられる。

⑥ カラス類

カラス類による被害は、年間を通じて発生している。果樹への食害が多いが、ビニールハウスに穴を開けるなど施設への被害も発生している。被害区域は市内全域に広がっている。

⑦	ドバト・キジバト ドバト・キジバトによる被害は、大豆などの豆類、水稻、飼料作物、野菜など多岐にわたっているほか、建物・空調設備及び車両への糞害などの生活被害も発生している。
⑧	ヒヨドリ・ムクドリ ヒヨドリ及びムクドリによる被害は、年間を通じて発生している。果樹への被害が多くなっており、被害区域は中山間地域を中心にして、市街地近郊にも広がっている。
⑨	カワウ・アオサギ カワウ・アオサギによる被害は、アユ（天然遡上、放流）への被害が顕著であり、被害区域は、物部川本流区域及び香宗川となっており、河川魚類への影響は深刻化している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	6,639 千円	4,647 千円
ニホンジカ	1,396 千円	977 千円
サル	0 千円	0 千円
タヌキ・ハクビシン	908 千円	636 千円
アナグマ	0 千円	0 千円
カラス類	1,730 千円	1,211 千円
ドバト・キジバト	0 千円	0 千円
ヒヨドリ・ムクドリ	250 千円	175 千円
カワウ・アオサギ	0 千円	0 千円

指標（被害面積）	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	253a	177a
ニホンジカ	53a	37a
サル	0a	0a
タヌキ・ハクビシン	27a	19a
アナグマ	0a	0a
カラス類	64a	44a
ドバト・キジバト	0a	0a

ヒヨドリ・ムクドリ	10a	7a
カワウ・アオサギ	0a	0a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	香南市内の旧町村単位で捕獲班を編成し、香南地区猟友会と連携して、予察捕獲を中心とした捕獲体制の構築が行われてきた。 捕獲手段に関しては、銃器・わなを用いている。 また、狩猟免許取得費用の一部補助を行い、狩猟者の担い手の確保に努めている。	狩猟者の高齢化が進み、担い手の確保育成が今後の課題である。 鳥獣被害が市町村の境界を越えた広域での被害拡大となっているため、周辺の市町村と連携した一斉捕獲の実施についても取り組まなければならない課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	香南市では、防護柵等の設置希望者に対して資材費の一部を補助しており、設置者も増加している。	被害農家の意識にも温度差があり、被害地域全域への普及のためには補助事業の更なる周知活動を行う必要がある。
生息環境管理その他の取組	上記の防護柵設置による補助事業の申請時に、出没原因や鳥獣の習性、防護柵の効果的な設置方法など、知識の普及活動を行っている。	取り組みが防護柵設置者を中心とする限定された取り組みとなっているため、放任果樹の除去など集落ぐるみで防除対策がとれるよう、住民の意識啓発に向けた幅広い層への取り組みが必要である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

香南市における令和4年度の被害総額は10,923千円、被害面積は407aとなっており、主な被害として、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、タヌキ、カラス類、ドバト、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリによる水稻、雑穀、果樹、野菜等への被害、ニホンジカによる水稻、果樹、野菜等農作物、森林への被害、カワウやアオサギによる魚類への被害があげられる。

香南市では被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を令和4年度より30%減の7,646千円、284aとする。

これまで、香南市では捕獲による被害対策と防護柵設置に対する補助という駆除と防除の対策を進めてきたが、狩猟者の高齢化や減少といった要因に加え住宅地への出没も増加していることから被害の軽減に繋がっておらず、狩猟免許取得費の一部補助の普及等にも努めてきた。

今後も引き続き駆除と防除の対策とともに捕獲活動や被害防止対策の指導を行い、併せて狩猟者の増加に向けた補助事業の周知に努める。また、周辺市町村との連携による広域での取り組みも強化し、地域が主体となって被害防止策を講じるために現地研修会、勉強会などを開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備を行っていく。

※今後の計画

- ① 捕獲と防護柵設置等の両面での被害防止対策を推進する。
- ② 周辺市町村との一斉捕獲体制の確立及び連携を目指す。
- ③ 捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策を講じる。
- ④ 地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。
- ⑤ 有害鳥獣の生態や生息状況を関係機関と連携して把握に努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊	被害の報告等を受け、鳥獣被害対策実施隊に鳥獣捕獲許可証を交付し対象鳥獣の駆除捕獲を行う。また、鳥獣被害対策実施隊員のうち、主に対象鳥獣の捕獲に従事する者を対象鳥獣捕獲員に任命する。 なお、鳥獣被害対策実施隊員の体制、規模等については、6の(3)のとおり。
香南地区猟友会	農林業者等からの依頼を受けて、各地区で結成された捕獲班が有害鳥獣の捕獲を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者

等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、カラス類、ドバト、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、アオサギ	被害地域へのわなの設置数の拡大、防護柵等の防除対策の普及にも努めるとともに、周辺市町村と連携して、広域での一斉捕獲体制の確立に努める。 狩猟免許取得のための事前講習会等に対する補助を行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。
令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、カラス類、ドバト、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、アオサギ	被害地域へのわなの設置数の拡大、防護柵等の防除対策の普及にも努めるとともに、周辺市町村と連携して、広域での一斉捕獲体制の確立に努める。 狩猟免許取得のための事前講習会等に対する補助を行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。
令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、カラス類、ドバト、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、アオサギ	被害地域へのわなの設置数の拡大、防護柵等の防除対策の普及にも努めるとともに、周辺市町村と連携して、広域での一斉捕獲体制の確立に努める。 狩猟免許取得のための事前講習会等に対する補助を行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① イノシシ 香南市における捕獲実績は、令和2年度316頭、令和3年度285頭、令和4年度369頭と増加しており、依然として大きな被害が予想される。この点

を鑑みて、捕獲計画頭数を 300 頭とする。

② ニホンジカ

近年、ニホンジカによる林業や農業への被害は拡大している。（捕獲実績：令和 2 年度 172 頭、令和 3 年度 134 頭、令和 4 年度 174 頭）また、市北部だけでなく中南部においてもニホンジカが目撃されており、今後も被害区域の拡大も予想されることから、捕獲計画頭数を 180 頭とする。

③ サル

サルについては山間部が中心であるが、中南部も含め散発的に目撃情報もあることから今後被害の拡大が予想されるので、状況を確認しながら捕獲に取り組んで行く。捕獲計画頭数は 5 頭とする。

③ タヌキ・ハクビシン

タヌキ・ハクビシンによる被害は近年増加している。（捕獲実績：令和 2 年度 290 頭、令和 3 年度 221 頭、令和 4 年度 236 頭）。捕獲計画頭数は 250 頭とする。

④ アナグマ

アナグマによる被害は、農地の掘り起こし等にとどまっているが、生息数は増加していると考えられる。（捕獲実績：令和 2 年度 27 頭、令和 3 年度 23 頭、令和 4 年度 46 頭）捕獲計画頭数は 30 頭とする。

⑤ カラス類

カラスによる果樹や野菜への食害は年間通じて発生しており（捕獲実績：令和 2 年度 37 羽、令和 3 年度 20 羽、令和 4 年度 25 羽）、今後も継続して捕獲を行っていく。捕獲計画数は 50 羽とする。

⑥ ドバト・キジバト

ドバトによる被害は、大豆などの豆類、水稻、飼料作物、野菜など多岐にわたっているほか、建物及び空調設備及び車両への糞害など生活被害も広がっている。また、キジバトは水稻の食害も報告されており、今後も継続して捕獲を行っていく。捕獲計画数は 150 羽とする。

⑦ ヒヨドリ・ムクドリ

ヒヨドリ及びムクドリによる果樹への食害が深刻となっており、今後も継続して捕獲を行っていく。捕獲計画数は 150 羽とする。

⑧ カワウ・アオサギ

カワウやアオサギによる被害は、アユ（天然遡上、放流）への被害が顕著

であるが、他の魚類への影響も問題となっている。物部川本流区域の一部で捕獲活動を行っているが、行動範囲が広いため、一度追い払っても数日後には再び現れており、被害が収まる気配がなく深刻化しているため、今後も継続して捕獲を行っている。捕獲計画数は100羽とする。

※ 捕獲は銃器及びわなを用いて行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ニホンジカ	180頭	180頭	180頭
サル	5頭	5頭	5頭
タヌキ・ハクビシン	250頭	250頭	250頭
アナグマ	30頭	30頭	30頭
カラス類	50羽	50羽	50羽
ドバト・キジバト	150羽	150羽	150羽
ヒヨドリ・ムクドリ	150羽	150羽	150羽
カワウ・アオサギ	100羽	100羽	100羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器・わなを用いて4月1日から11月14日、翌年の3月16日から3月31日にイノシシ、ニホンジカ、サル、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、カラス、ドバト、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ、アオサギを対象として予察捕獲を行う。 対象区域は香南市全域とする。なお、区域は旧町村単位で分けるものとする。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
イノシシ	金網柵	10,000m	金網柵	10,000m	金網柵	10,000m
ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵		ワイヤーメッシュ柵		ワイヤーメッシュ柵	
タヌキ	ネット柵		ネット柵		ネット柵	
ハクビシン	トタン柵		トタン柵		トタン柵	
アナグマ	電気柵		電気柵		電気柵	

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン アナグマ	設置後の維持管理の重要性について説明し、適切な管理に対する知識の向上に対し啓発を行う。	設置後の維持管理の重要性について説明し、適切な管理に対する知識の向上に対し啓発を行う。	設置後の維持管理の重要性について説明し、適切な管理に対する知識の向上に対し啓発を行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	イノシシ ニホンジカ	地区において、地区懇談会、現地研修会、勉強会等の普及活動を進めると共に、地区住民が主体的に防護柵の整備や放任果樹の除去、追い払い活動を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和 7年度	イノシシ ニホンジカ	地区において、地区懇談会、現地研修会、勉強会等の普及活動を進めると共に、地区住民が主体的に防護柵の整備や放任果樹の除去、追い払い活動を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和 8年度	イノシシ ニホンジカ	地区において、地区懇談会、現地研修会、勉強会等の普及活動を進めると共に、地区住民が主体的に防護柵の整備や放任果樹の除去、追い払い活動を行えるような体制整備の確立を目指す。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

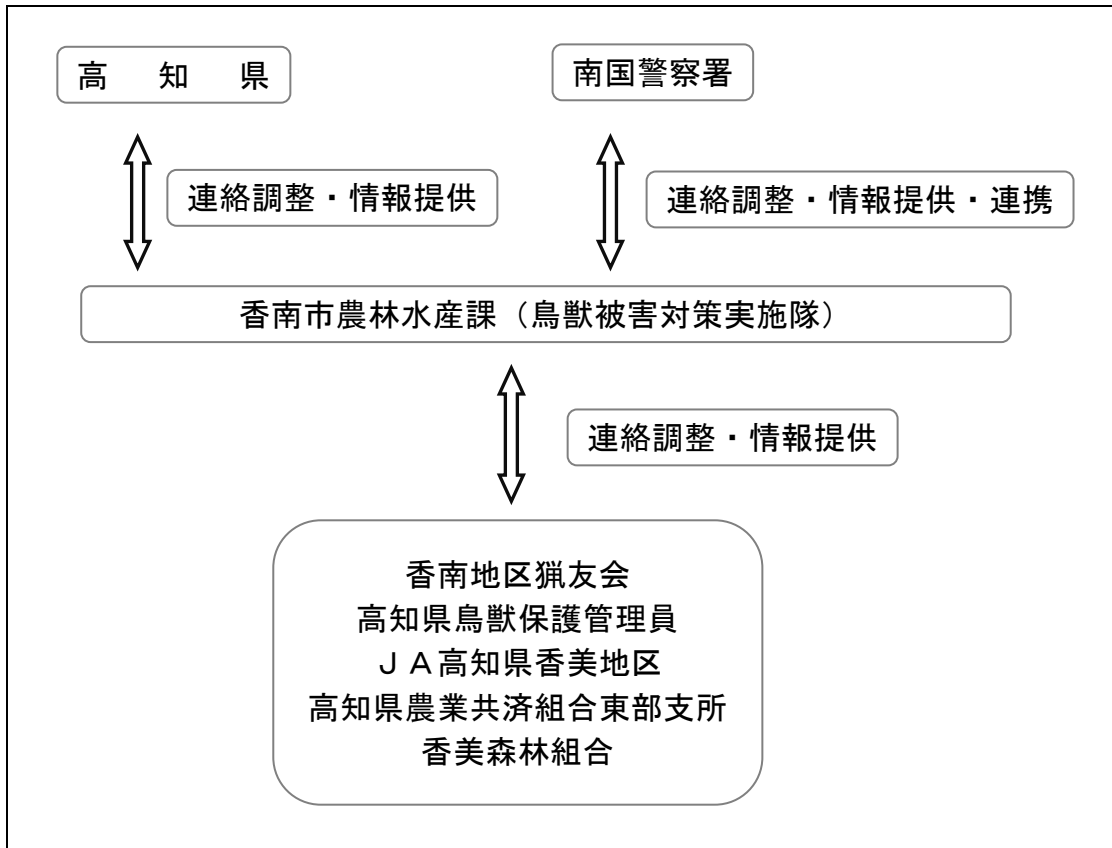
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
香南地区猟友会	地域巡回、情報収集・提供
高知県鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供
J A 高知県香美地区	地域巡回、情報収集・提供
香美森林組合	地域巡回、情報収集・提供
香南市農林水産課 (鳥獣被害対策実施隊)	各関係機関との連絡・調整、捕獲班の調整・出動 地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
南国警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県鳥獣対策課	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに適切な処分を行うこととする。
また、食肉として加工・販売する場合は、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」及び食品衛生法の基準に適合した食肉を使用することとする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし
--------------------------------------	------

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	香南市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
香南市農林水産課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
香南地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
高知県中央東農業振興センター 高知県中央東林業事務所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
高知県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
J A高知県香美地区	対象地区を巡回し、営農（技術）指導・情報の提供を行う。
高知県農業共済組合東部支所	対象地区を巡回し、営農（技術）指導・情報の提供を行う。
香美森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
物部川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県鳥獣対策課	オブザーバーとして香南市有害鳥獣被害対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
鳥獣被害対策専門員	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：令和6年4月1日
任期：令和8年3月31日まで
構成：市町村職員4名
実施隊が行う被害防止施策：集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、 生息・被害調査、広報、啓発等
事務局：香南市農林水産課
(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特記事項なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関し、関係機関等との情報交換を積極的に行い、被害状況を的確に把握し、防止策の確立を図る。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。